

京都市職員共済組合が所管する規則等の読点の表記を改める規則を公布する。

令和4年9月30日

京都市職員共済組合
理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合規則第2号

京都市職員共済組合が所管する規則等の読点の表記を改める規則

この規則の実施の際現に効力を有する京都市職員共済組合が所管する規則等（規則、規程（施行細則）及び要綱等）の読点として表記する「，」を「、」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)